

News Letter

ニュースレターVol. 7をお届け致します。



民法改正の解説③「保証」

文責 弁護士 岩永 隆之

○保証に関する改正の概要

保証人が安易に保証契約を締結して重い負担(いわゆる保証かぶり)を負わされてしまうのを防いだり、また、保証人となった後でも主債務者がきちんと支払いをしているのか否かを保証人において確認できるようにするなど、保証人を保護するための改正を行っています。

○事業資金借入の場合の保証人の保護

(1)保証意思の公正証書による確認

事業のための借入債務について個人が保証人となる場合、保証契約の締結前1か月以内に、保証意思を公正証書で確認する必要があります。個人保証の意思確認を厳格にして保証人となろうとする者が安易に保証契約を締結するのを防止する趣旨です。

「事業のための借入債務」の保証についての規定ですから、事業用建物の賃貸借契約について個人が借主の保証人となる場合には適用されません。また、保証人が法人である場合にも適用はありません。

(2)経営者保証の例外

主債務者が法人である場合に、①その法人の取締役や理事が保証人となる場合、②その法人の大株主(議決権の過半数を有する者など)が保証人となる場合には、公正証書の作成は必要ありません。

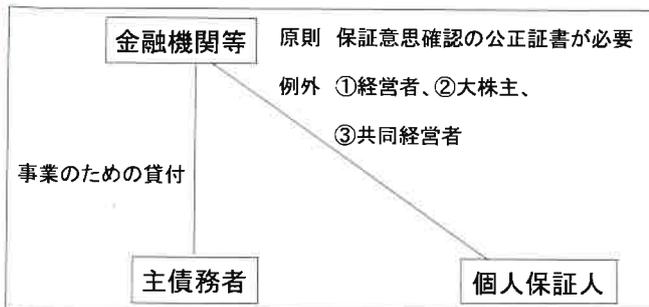
また、主債務者が個人である場合の、③共同事業者、事業に実際に従事している配偶者が保証人となる場合にも、公正証書の作成は必要ありません。

目次:

民法改正の解説③「保証」

.....	1
会社における労働問題と	
その対応⑥.....	3
個人情報保護法の	
改正について④.....	5
おススメの本.....	6
食い伸坊による	
おススメグルメ紹介⑥.....	6
弁護士ときどき釣り人.....	7

これらの場合は、事業内容や保証債務の内容を十分に理解して保証契約を締結するものと思われるからです。



○極度額の設定による保証人の保護

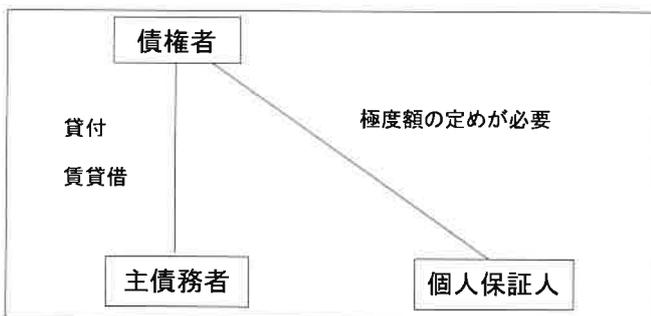
個人根保証について、保証人が責任を負う上限額(極度額)の定めがなければ、保証契約が無効となります。

個人根保証とは、継続的な取引から発生する不特定の債務を保証する契約で、代表的なものは次のものです。

- ①継続的な売買取引、銀行取引等から発生する債務の保証
- ②不動産賃貸借から生じる賃借人の債務の保証
- ③労働者についての身元保証

現行法では、貸金等債務(金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務)について個人が保証する場合に限って極度額を定める必要がありましたが(465条の2第1項、第2項)、これを貸金等債務以外にも広げたものです。

その結果、賃貸借契約の保証人などについても、極度額を定める必要があります。



○保証人への情報提供義務

(1)保証契約締結時の情報提供義務

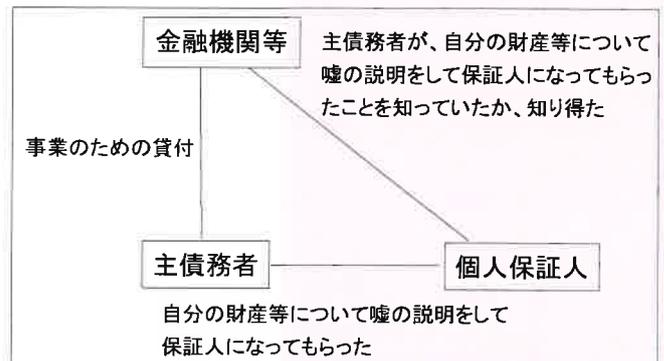
ア 事業のための債務について、個人保証を依頼するときは、主債務者は、その個人に対して、主債務者の財産や収支の状況、債務の状況、担保の提供状況等を説明しなければなりません。

イ 主債務者がこれらの情報を提供せず、または事実と異なる情報を提供したために、委託を受けた個人(主債務者に頼まれて保証人となった個人という意味です。委託を受けずに保証人になることもできるのですが、委託を受けてなる場合が通常です)がこれらの事項につ

いて誤認した場合で、債権者がそのような情報不提供や不実の説明を主債務者がしたことを知り、または知ることができたときには、保証人は保証契約を取り消すことができます。

ウ この情報提供義務の主体は主債務者であり、債権者が情報提供を行うことが必要となるわけではありません。

しかし、主債務者が義務違反をした場合には保証契約が取り消される可能性が生じ、債権者にもリスクがありますので、保証契約の際、「保証人は主債務者から、その財産状況等について、〇〇〇〇との説明を受けたことを確認する。主たる債務者は同内容が事実であることを確認する。」等の書面を徴求しておくなどの注意が必要です。

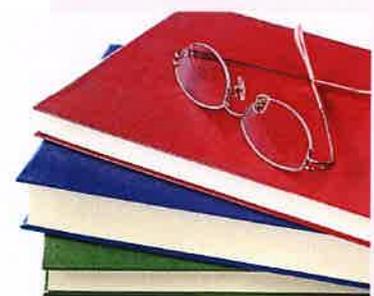


(2)主債務の履行状況に関する情報提供義務

ア 保証人から請求があれば、債権者は、保証人に対して、主債務(元本、利息、違約金、損害賠償なども含む)について、不履行の有無、残額及び履行期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければなりません。

イ この規定の対象は、主債務者の委託を受けた者を保証人とするすべての保証契約であり、個人が保証人の場合だけでなく、法人が保証人の場合にも適用されます。また、主債務が貸金等債務か否か、あるいは、事業のために負担したのか否かにかかわらず適用されます。

ウ 債権者がこの情報提供義務に違反した場合の制裁規定は直接定められていませんが、情報提供に応じなかったり、正確な情報を提供しなかった場合には、保証人に対して損害賠償責任を負う可能性があります。



(3) 期限の利益喪失についての情報提供義務

ア 主債務者が期限の利益を喪失したとき(たとえば分割払いの支払を怠って、全額一括払いをしなければならなくなったような場合)は、債権者は、個人保証人に対して、期限の利益の喪失を知った時から2か月以内にその旨を通知しなければなりません。

イ この規定は、個人保証人(委託を受けていない場合を含む)の場合に適用されます。

ウ この通知を怠った場合の効果として、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失した時から債権者がその旨の通知を現にするまでに生じた遅延損害金について、保証債務の履行を請求できなくなります。

(情報提供義務のまとめ)

	提供義務者	提供先	提供すべき情報
保証契約締結時	主債務者	個人保証人(委託を受けた場合のみ)	主債務者の財産や収支の状況、債務の状況、担保の提供状況等
履行状況に関して	債権者	保証人(委託を受けた場合のみ。個人だけでなく法人含む)	主債務(元本、利息、違約金、損害賠償なども含む)について、不履行の有無、残額及び履行期限が到来しているものの額
期限の利益喪失時	債権者	個人保証人(委託を受けていない場合を含む)	主債務者が期限の利益を喪失したこと(2ヶ月以内に)

○連帯保証人に生じた事由の効力(請求の相対的効力)

この部分は保証人の保護という趣旨とは違うのですが、保証債務に関する債権管理に影響を与えるもので、ここで説明します。

現行民法では、連帯保証人に対して履行を請求した場合には、請求の効果が主債務者にも及ぶことになっています。これによって、主債務の時効中断が生じたりしていました。

しかし、改正法では、別段の意思表示がない限り、履行の請求は主債務者には及ばないこととなりました。

その結果、債権者が連帯保証人に債務の履行を請求しても、主債務の時効はそのまま進行していき、主債務について時効が完成することがあります。この場合、連帯保証人は主債務の消滅時効を援用できませんので、結局、主債務の時効消滅、連帯保証債務の附従性(主債務無しには保証債務も存続し得ないこと)による消滅となってしまう、債権者は何らの請求もできないこととなってしまいます。

これを回避するには、「別段の意思表示」を契約書に入れておく必要があります。たとえば、「債権者が、連帯保証

人に請求したときは、その請求の効果は主債務者に対しても及ぶこととする」という文言を契約書に入れておく必要があります。

以上

会社における労働問題とその対応⑥

文責 弁護士 力武 伸一

今回は、配転(配置転換・転勤)についてご説明します。

Q. 弊社がA社員に対して配転(配置転換・転勤)を打診したところ、C社員からは配転を拒否されました。弊社は、業務命令により、C社員に対し、配転を命じることができるのでしょうか？

A. ①法令による制約や②契約による制約、③権利濫用による制約に反しない限りにおいて、C社員に対して配転を命じることができます。

解説

1 配転命令の意義と根拠

(1)配転とは、従業員の配置の変更であって、職務内容または勤務場所が長期間にわたって変更されるものをいい、配置換とも呼ばれます。

このうち、同一勤務地(事業所)内の勤務場所(所属部署)の変更が配置転換と称され、勤務地の変更が転勤と称されます(以下配置転換と転勤も含めて「配転」といいます。)

(2)会社(使用者)の社員(労働者)に対する配転命令(業務命令による配転)を根拠づけるのは、会社に労働契約上の職務内容や勤務地の決定権限(配転命令権)があることですが、このような配転命令権の根拠は、例えば、就業規則における「会社は、業務上の必要性がある場合には、従業員に対して配転を命じることがある。従業員は、特段の事情のない限り、この命令を拒むことはできない。」という規定や、採用の際などに取り付けた社員の配転に対する包括的な同意、本社採用の幹部候補生などのように労働関係の種類に照らして黙示の労働契約の内容として会社に包括的な配転命令権が認められる場合が挙げられます。

2 配転命令権の制約について

上記1のとおり、一般的に、会社には広範な配転命令権が与えられていますが、配転は労働者の生活やキャリアに影響を及ぼすことがあることから、無制約ではありません。具体的に、配転命令権には、①法令による制約や②契約による制約、③権利濫用による制約があります。

(1)①法令による制約

組合への加入や正当な組合活動を理由とする配転命令は、不当労働行為(不利益取扱い。労働組合法7条1号)として、無効となります。

また、性別、国籍、社会的身分を理由とする差別的な配転命令も無効となります(労働基準法3条、男女雇用機会均等法第6条、民法90条)。

(2)②契約による制約

労働契約において、明示的又は黙示的に職種や勤務地が限定されている場合、会社に異なる職種や勤務地を変更できる権限が特に与えられていない限り、契約違反として無効となります。

ア 職種が限定されているといえる場合

医師、看護師、病院の検査技師、ボイラーマンなど特殊の技術、技能、資格を有する者は、通常職種が限定されていると認められます。

イ 勤務地が限定されているといえる場合

現地採用の工員や事務補助職として勤務している社員は、勤務地が限定されていると認められやすいといえます。

(3)③権利濫用による制約

ア 上記①②以外の場合も、配転命令権は、労働者の利益に配慮して行使されるべきものであり、濫用されてはならないとされています。

具体的には、業務上の必要性和労働者の職業上・生活上の不利益を比較衡量した上で、㉗業務上の必要性がない場合、㉘配転が不当な動機・目的によるものである場合、㉙労働者の被る不利益が通常甘受すべき程度を著しく超える場合のいずれかに該当する場合には、配転命令権は権利濫用となります(東亜ペイント事件(最判昭和61年7月14日労判477号6頁))。

このうち、㉙について、労働者の被る不利益が、労働者の職業上ないし生活上の不利益が転勤に伴い通常甘受すべき程度のものである場合、業務上の必要性は余人をもって代えがたいという高度のものであることを要せず、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤労意欲の高揚、業務運営の円滑化などといった程度のものでよいと解されています。

イ 遠距離通勤や単身赴任について

(ア)東京都目黒区所在の技術開発本部に勤務する女性従業員に対し、同八王子市所在の事業所への転勤命令がされた場合において、同従業員が他の会社に勤務する夫及び保育園に通う長男と共に同品川区所在の借家に居住しており、同所から右事業所へ通勤するには最短経路で片道約1時間45分を要するという事案において、裁判所は、転勤によって同従業員の負うことになる不利益は、必ずしも小さくはないが、なお通常甘受すべき程度を著しく超えるとはまではいえず、右転勤命令が権利の濫用に当たるとはいえないと判断しています(ケンウッド事件。最判平成12年1月28日労判774号7頁)。

(イ)また、東京営業所から名古屋営業所への転勤命令により、単身赴任(夫婦別居)せざるを得ないという事案において、裁判所は、業務上の必要性に基づくもので、その被る経済的、社会的、精神的不利益が、社会通念上甘受すべき程度を著しく超えるものでないと判断しています(帝国臓器製薬事件。最判平成11年9月17日労判768号16頁)。

ウ 育児、介護について

(ア)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児介護休業法)26条は、「事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。」と規定し、通達によれば、この規定は、「子の養育や家族の介護を行っている労働者にとって、住居の移転等を伴う就業の場所の変更が、雇用の継続を困難にしたり、職業生活と家庭生活との両立に関する負担を著しく大きくする場合があることから、労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況について配慮することを事業主に義務づけるものであること。」とされています(平成16年12月28日職発第1228001号/雇児発第1228002号)。

(イ)裁判所も、「(育児介護休業法26条は)労働者の子の養育や家族の介護の状況に対する配慮を事業主の義務としているところ、事業主の義務は『配慮しなければならない』義務であって、配転を行ってはならない義務を定めてはいないと解するのが相当である。しかしながら、改正育休法の制定経緯に照らすと、同条の『配慮』については、『配慮の変更をしない』といった配置そのものについての結果や労働者の育児や介護の負担を軽減するための積極的な措置を講ずることを事業主に求めるものではない』けれども、育児の負担がどの程度のものであるのか、これを回避するための方策はどのようなものがあるのかを、少なくとも当該労働者が配置転換を拒む態度を示しているときは、真摯に対応することを求めているものであり、既に配転命令を所与のものとして労働者に押しつけるような態度を一貫してとるような場合は、その趣旨に反し、その配転命令が権利の濫用として無効になることがあると解するのが相当である。」と判断しています(明治図書出版事件。東京地決平成14年12月27日労判861号69頁)。

(ウ)育児や介護をしている社員に対して配転命令を行う場合には、以上のような法律や通達、裁判例を十分に踏まえた上で行う必要があります。

以上

個人情報保護法の改正について④

文責 弁護士 新富崇央

前回のニュースレターでは、平成29年5月30日に施行された個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)の改正法について、法改正によって変更された個人情報取扱事業者の義務のうち、「要配慮個人情報」の原則的な取得禁止、利用目的の変更が許される範囲、個人データ消去の努力義務、個人情報保護委員会への届出義務についてご説明しました。今回は、第三者提供に係る確認及び記録の作成(トレーサビリティ)、保有個人データの開示等の請求、外国にある第三者への提供の制限について解説していきます。

今回の法改正によって、個人情報取扱事業者が第三者から個人データの提供を受ける場合には、個人情報取扱事業者には、当該第三者が当該個人データを取得した経緯等を確認する義務が課され(法26条1項)、個人情報取扱事業者が第三者に個人データを提供する場合又は第三者から個人データの提供を受ける場合には、当該第三者の氏名等の記録を作成・保存する義務を負うこととなりました(法25条、26条3項4項)。これらの義務は、所謂名簿業者を介して違法に入手された個人データが流通しているとの社会実態から、流通のどの過程で違法行為が行われたかの証拠を残す為に設けられたものです。

次に、改正前の個人情報保護法では、本人からの保有個人データの開示、訂正、利用停止の求めについて、それが裁判上請求できる権利か否かに争いがあり、その見解が分かれておりました。改正前の個人情報保護法では、「個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない」と規定されており、一見して、本人に開示の権利が付与されているかのような印象を与えておりましたが、「開示を求められたとき」という文言の解釈を巡って争いがあり、同項は個人情報取扱事業者の公法上の開示義務を定めたものにすぎず、本人に私法上の権利まで認めたものではないとする否定説もあり、否定説の立場に立つ裁判例も存在しました。

そこで、改正後の個人情報保護法28条1項では、「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる」と規定され、本人が開示を求める権利が「裁判上の請求権」であ

ることが明確化されました。また、個人情報取扱事業者に直接開示請求がされてから2週間経過した場合は、本人は裁判所に開示の訴えを提起することができるという手続的な要件まで具体的に定められたため(法34条1項)、開示請求を受けた個人情報取扱事業者としては、この期間に注意して、更にその後の訴訟を見越して、開示を行うかの判断をしなければならなくなりました。

最後に、外国にある第三者への提供の制限についてご説明します。改正後の個人情報保護法では、グローバル化への対応として、個人情報取扱事業者が外国にある第三者へ個人データを提供する場合には、原則として、その旨の本人の同意を得なければならないこととしました(法24条)。

もともと、上記の「外国」が、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」であった場合は、この規定の対象から除かれます(法24条)。なお、現在の段階では、個人情報保護委員会規則で定めている国はありませんので、今後、どの国・地域が法24条の「外国」から除外されるかは注視していく必要があります。

また、提供先の第三者が外国にあっても、「個人データの取扱について個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」(法24条)への提供はこの規定の対象から除かれます。なお、個人情報保護委員会規則11条では、上記「基準」の内容として、①個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、改正後の個人情報保護法による個人情報取扱事業者の義務の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること、あるいは、②個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていることを挙げています。

これまでご説明してきたとおり、改正後の個人情報保護法では、以前には無かった個人情報取扱事業者の義務が数多く規定されていることに加え、その定めは非常に細かなものといえます。現在、顧客情報等の個人情報のお取扱いを行う際にご不明な点があるような方は、一度、当事務所までご相談に来られることをお勧め致します。

以上

おすすめの本

夢野久作「近世快人伝 頭山満から父杉山茂丸まで」(平成27年 文藝春秋・文春学藝ライブラリー)

年末なので来年に向けて元気の出そうな本を紹介します。

冒頭に出てくる頭山満は、玄洋社の総帥で、玄洋社はGHQが「日本の国家主義と帝国主義のうちで最も気違いじみた一派」として解散を命令したとされる団体です。

このように書くと、危険な本と思われるかも知れませんが、戦前の命知らずの猛者達が破天荒に生き抜いた様子が描かれていて、読むと不思議と元気が出てきます。

ひとつ長崎にまつわる逸話を紹介します。本書紹介の快人の一人篠崎仁三郎が博多で借金のために首が回らなくなったので長崎で一旗揚げようと友人2人と長崎の稲佐までやって来ました。そうしたところ、一人が体調不良で寝込んでしまいました。そのころ、長崎では、中国人の生き肝買いがいたそうで、その体調不良の友人の生き肝を買いたいと言ってきました。そこで、どうせ明日には死ぬだろうと思い、その友人の肝を翌日売ることとして、中国人から手付金をもらい、篠崎らはそれを全部飲み代に当ててしまいました。ところが、体調不良の友人は翌日には回復してしまい、慌てて3人で逃げ帰ったという話が紹介されています。

私の文体で書くと趣がないのですが、本書は、作家の夢野久作が書いていますので、文章に勢いがあって痛快です。

作者のまえがきも本書の特徴をよくとらえています。「郵便切手に残るような英傑の立志談でもあるまいし、神経衰弱的な忠臣孝子の列伝でもあるまいと思って、なるべく若い人達のお手本になりそうにない、処世方針の参考になんか絶対になりっこない奇人快人の露天を披く事にした。」

人生のお手本にも、将来の勉強にも、まったく役に立たないけれど、読めば元気になる本書をお勧め致します。
(文責:岩永)

食い伸坊によるおススメグルメ紹介⑥

皆様におススメしたいグルメ(お店)を紹介します。今回はお土産にもおススメなスイーツのお店です。



店名:お菓子の店アリタ 時津店

所在地:長崎県西彼杵郡時津町元村郷406-1

電話番号:095-882-9155

写真には写っていませんが、フルーツの下にはプリンが入っています。

プリンや生クリームほどよい甘さとフレッシュなフルーツの酸味がマッチして、大変食べやすかったです。

時津店では、このほかにも、ロールケーキやチョコレート、焼き菓子のほか、クロワッサンなどのパンも販売されていました。

軽食はもちろん、お土産にもおススメです。

(文責:力武)

弁護士ときどき釣り人



こんにちは。釣りバカの新富です。

前回のニュースレターでは、私が現在はまっているアジング(アジをルアーで釣ること)についてご紹介しました。先日、鳥取県出雲市に行く機会があったため、出雲市に一時泊した後、福岡へ帰る途中に周防大島に寄ってきました。周防大島は、瀬戸内海に浮かぶ島で、本州の山口県柳井市とは大島大橋で結ばれています。この島は、アジを釣る者ならば知らない者がいない程アジ釣りでも有名な島で、釣り番組のロケも良く行われています。

私にとってもずっと憧れの島で、今回の機会に一度竿を振ってみようと思つたわけですが、

私が周防大島に着いた時はちょうど潮止まりの時に、思ふような釣果に恵まれませんが、雰囲気の良い漁港が沢山あり、また一度行ってみたいと思ふような島でした。

アジングでは、周防大島の他に、長崎県に属する壱岐島も有名です。博多からは高速船にて一時間弱で行けるとのことですので、いつか行ってみたいと思っています。

(文責:新富)



岩永法律事務所

弁護士法人岩永法律事務所

長崎本店 〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD5階

博多支店 〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11

第13泰平ビル6階601-1号室

電話、FAX、Eメールにてご相談を承っております。

何かございましたら、お気軽にお問い合わせください。

無料法律相談のお電話はこちら

長崎本店 TEL 095-829-2120

博多支店 TEL 092-292-3693

FAXの方はこちら

長崎本店 FAX 095-829-2121

博多支店 FAX 092-292-3694

メールの方はこちら

MAIL iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp